

# 平成25年度 国民健康保険税 のしおり

こんなときは14日以内に戸籍年金係に届け出てください

こんなとき	手続きに必要なもの
社会保険に加入したとき	印かん、国民健康保険証、年金手帳、社会保険証
社会保険をやめたとき	印かん、喪失証明書、年金手帳
世帯主の変更、住所の変更をするとき	印かん、国民健康保険証、届出人の本人確認ができるもの(運転免許証等)

## 転入して国民健康保険に加入されたかたへ

平成25年1月1日現在白鷹町に住民登録をしているかたは、3月15日までになされた住民税や所得税の申告書を基に所得割の計算をしますが、同年1月2日以後に転入なされたかたは、前住所地に住民税や所得税の申告書を提出していることになるため、所得割の計算ができません。前住所地の市役所等に所得を照会し、その回答があった時点で再度計算しますので、税額が変わる場合があります。照会の回答によっては、白鷹町に「簡易所得申告書」を提出していただく場合があります。

お問い合わせ先：白鷹町税務出納課 0238-85-6132

## 国民健康保険税とは

国民健康保険税は、医療機関にかかったときの医療費等に充てるための大切な財源です。国民健康保険に加入しているかたがそれぞれの所得・資産などに応じて税を負担し合う相互扶助の精神で成り立っています。

国民健康保険税は、加入しているすべての世帯員分をまとめて世帯主に課税することになっています。そのため世帯主が社会保険等に加入していても、国民健康保険に加入している家族分について納税義務を負う仕組みとなっています。社会保険等に加入している世帯主の所得や資産は課税計算の対象となりませんが、軽減判定には世帯主の所得を合算した合計所得が判定基準になります。

## 後期高齢者支援金等課税額(支援金分)について

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて等しく保険料を負担し、高齢者の生活を支える医療保険制度にするという考え方の下に、国民健康保険税課税額の算定基準に後期高齢者支援金等課税額(支援金分)が加わっており、国民健康保険加入者全員に相当額が課税されます。

## 平成25年度国民健康保険税率

平成24年度からの変更は、ありません。

区 分		医療分	支援金分	介護分
所得割		6.60%	1.90%	2.00%
資産割		26.00%	7.00%	8.00%
均等割		25,800 円	7,600 円	10,500 円
平等割		19,800 円	5,300 円	5,100 円
平等割	特定世帯	9,900 円	2,650 円	
	特定継続世帯	14,850 円	3,975 円	
限度額		51万円	14万円	12万円

- ※ 世帯内の被保険者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国民健康保険が単身世帯となる場合は、平等割が移行から5年間半額になります(特定世帯)。5年経過後3年間は1/4の減額になります(特定継続世帯)。なお、減額になるのは医療分と支援金分のみで、介護分は除きます。
- ※ 倒産、解雇、雇い止めなどで離職されたかたで、雇用保険受給資格者証の離職理由が基準に該当するかたについては、申請により前年の給与所得を30/100とみなして所得割を計算します。(離職の日の翌日の属する年度の翌年度末日まで)

## 国民健康保険税の計算について

- 医療分と支援金分は、被保険者全員が対象となりますが、介護分は満40歳以上65歳未満の被保険者について計算します。
  - 被保険者それぞれの合計所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いて課税所得金額を求めます。(控除後マイナス所得の場合は0円となります。)
- (注) 「所得割」=被保険者それぞれの平成24年中の課税所得金額を基に計算するもの。
- 「資産割」=被保険者それぞれが所有する土地・家屋の固定資産税額を基に計算するもの。
- 「均等割」=被保険者一人当たりの定まった1年間の金額のこと。
- 「平等割」=一世帯当たりの定まった1年間の金額のこと。
- 年度途中で加入または脱退したときの税額計算
    - ・ 加入したとき・・・加入した月から月割りで計算し、次の期別で通知します。
    - ・ 脱退したとき・・・脱退した月の前月までの月割りで再計算し、次の期別で精算します。
  - 年度途中で40歳に到達するときの税額計算
    - ・ 介護分を誕生月から月割りで計算し、次の期別で通知します。
  - 年度途中で65歳又は75歳に到達するときの税額計算

- ・ 65歳到達・・・介護分をあらかじめ誕生月の前月までの月割りで計算しています。
- ・ 75歳到達・・・医療分と支援金分をあらかじめ誕生月の前月までの月割りで計算しています。

ただし、4月から6月に手続き又は年齢到達したかたについては、7月に通知させていただきます。

---

### **国民健康保険税の特別徴収とは**

- 世帯主が受給されている年金から、国民健康保険税を引き去りで納めることを「国民健康保険税の特別徴収」といいます。年6回の納付で、4月・6月・8月は「仮徴収」といい、前年度国民健康保険税算定額に基づいた金額を納めます。10月・12月・翌年2月は「本徴収」といって、その年の確定した国民健康保険税額から仮徴収額を差し引きした金額を3分割して納めます。
- 国民健康保険税が特別徴収となるのは、65歳から74歳までの世帯主のかたで、次の①～③のすべてに当てはまるかたです。
  - ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
  - ② 世帯内の国民健康保険の被保険者のかた全員が65歳以上75歳未満であること
  - ③ 特別徴収の対象となる世帯主の年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

### **年度途中で75歳になるかたの国民健康保険税**

- 年度内に75歳に到達するかたが同一世帯にいる場合は、75歳になるかたの到達月の前月までの期間に相当する医療分、支援金分を月割りで計算し、75歳未満のかたの医療分と支援金分、満40歳から65歳未満のかたがいる場合は、更に介護分を合計して1年間の国民健康保険税として課税になります。
- 年度内に75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行するかたのみの場合は、到達月の前月までの期間に相当する医療分、支援金分を月割りで計算し、課税になります。なお、その場合は、到達月まで普通徴収で国民健康保険税を納付していただくことになります。前年度まで特別徴収であった場合でも、後期高齢者医療制度へ移行する年度は、特別徴収にはなりませんのでご注意ください。

---

### **特別徴収の注意点**

一度特別徴収に切り替わればそれ以後は原則的に年金引き去りが続きます。しかし、次のような場合には普通徴収となることがあります。

#### **① 所得の変更などで国民健康保険税が増額したとき**

特別徴収税額は変更せず、増額分を普通徴収として納付することになります。(その年度中は特別徴収と普通徴収の両方で支払うことになります。)新たに65歳未満のかたが加入して増額になった場合も、特別徴収税額はそのまま、増額した分が普通徴収となります。

② 所得の変更などで国民健康保険税が減額したとき

一旦特別徴収を中止します。納め過ぎていればその分を還付し、不足の税額があればその分を普通徴収で納付します。その年度中に特別徴収と普通徴収の両方で支払っていた場合、普通徴収分で精算できるときは特別徴収は中止せず、普通徴収分を減額又は還付します。

③ 他の市町村に転出したとき

転出月の前月までの期間に相当する税額を再計算し、納め過ぎがあれば還付します。なお、転入先の市町村では、転入月からの分として計算した税額を普通徴収で納めます。

④ その他の場合

①～③の理由のほか、次のような理由で特別徴収が中止されることがあります。年金を受給する手続きに時間を要しているなどの理由で年金情報が当町に来なかつたり、受給年金を担保にした場合などで、年金保険者から当町にその旨の連絡があった場合、その時点で普通徴収に切り替えます。引き取りできなくなった分については、普通徴収の残期数で分割して納付することになります。

※ 一旦特別徴収が中止になった場合は普通徴収になります。再度年金引き去りの通知が届くまで特別徴収は再開されません。

**国民健康保険税の軽減**

(単位:円)

被保険者及び擬制世帯主の合計所得額	軽減判定基準額	減税率	区分	医療分	支援金分	介護分	
	33万円以下		7割	均等割	18,060	5,320	7,350
平等割				13,860	3,710	3,570	
平等割				特定世帯	6,930	1,855	
				特定継続世帯	10,395	2,782	
33万円を超え、 33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下					5割	均等割	12,900
	平等割	9,900	2,650			2,550	
	平等割	特定世帯	4,950			1,325	
		特定継続世帯	7,425			1,987	
	33万円+(35万円×被保険者数)以下		2割			均等割	5,160
平等割				3,960	1,060	1,020	
平等割				特定世帯	1,980	530	
				特定継続世帯	2,970	795	

表中の軽減判定基準額のいずれかに該当する世帯は、均等割額と平等割額がそれぞれの割合で減額になります。

- 軽減判定基準額は、従来のとおりです。ご注意ください点は次のとおりです。
  - ①被保険者及び擬制世帯主(本人は国保加入者でないが、世帯内に国保加入者がいる世帯の世帯主)の合計所得金額です。
  - ②65歳以上のかたの公的年金所得については、15万円を控除します。
  - ③事業所得(営業・農業等)については、事業専従者給与控除前の金額です。
  - ④事業専従者の給与所得は、軽減判定の際は「¥0円」とします。
  - ⑤譲渡所得(土地・家屋の売却による所得)については、特別控除前の金額です。
  - ⑥33万円の基礎控除をする前の金額です。
- 平成20年度から、後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したかた(特定同一世帯所属者)が世帯にいる場合、軽減判定はそのかたの所得及び人数を含めて判定します。なお、社会保険などの被用者保険から移行したかたは、この判定の対象になりません。
- 災害又は収入が著しく減少した場合は、基準に基づき減免を受けることができます。